

○今後のオーエスキー病の清浄化対策

防疫推進体制

〈国〉○オーエスキー病防疫対策要領
の改正(平成20年6月9日)

今後

〈都道府県〉○都道府県防疫協議会及び地域防疫協議会の設置
○防疫対策実施要領の策定

農場における基本的な 防疫措置

飼養衛生管理基準の遵守

本病の発生及びまん延を防止するため、日常の飼養衛生管理の徹底

清浄豚の流通

- 本病の侵入を防止するため、
○抗体陰性証明書を添付した豚の出荷
- 出荷豚のワクチン接種歴等の家畜市場への情報提供
- 清浄段階の地域からの豚・精液の導入
- 都道府県による地域及び導入先農場の清浄度等の情報提供

感染豚のとう汰・更新

本病の感染拡大を防止するため、発症豚及び野外抗体陽性豚の速やかなとう汰・更新

地域における清浄化対策

モニタリング検査

地域における浸潤状況を把握するため、すべての都道府県全域において、都道府県内の農場数に応じた検査戸数・検査頭数を設定し、抗体検査を実施

清浄県における防疫対策

県内への侵入防止の徹底を図るため、飼養衛生管理基準の遵守、清浄段階の地域からの豚の導入等の徹底により清浄性を維持

浸潤県における防疫対策

地域区分

地域における清浄化を円滑かつ的確に推進するため、市町村単位の区分を基本とし、清浄化対策推進上、特に必要な場合には、疫学的な関連等を考慮し、狭い範囲等に区分

清浄度確認検査

段階ごとの清浄度を的確に把握するため、統計学的手法に基づく検査頭数を設定

清浄化段階

段階を踏んだ清浄化対策を推進するため、地域の清浄度に応じ、清浄化対策準備段階、清浄化対策強化段階、清浄化監視段階及び清浄段階の4段階を設定

ワクチン接種の徹底

野外抗体陽性豚からのウイルス排泄量を低減させ、本病のまん延を防止するため、清浄化対策強化段階の地域内の飼養豚全頭へのワクチン接種

オーエスキー病の対策強化

【改正前】

【改正後】

モニタリング検査

清浄地域において
抗体検査
(繁殖豚10%・年2回)



すべての都道府県全域において抗体検査

県内の農場数	抽出戸数	頭数(95/20検査)
250戸以上	100戸	14頭/戸
250戸未満	50戸	14頭/戸

清浄度確認検査

浸潤地域の発生農場
において抗体検査
(飼養豚全頭)



清浄化段階に応じた地域内全戸の抗体検査

95/20検査 最大で14頭/戸(清浄化対策準備段階)
95/10検査 最大で29頭/戸(それ以降)

民間獣医師等を活用した抗体検査等への助成

ワクチン接種

浸潤地域・清浄化推
進地域において接種
接種技術料の助成

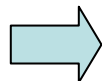


原則として、清浄化対策強化段階の地域の飼養豚
全頭に接種

接種技術料の助成(民間獣医師の活用)

感染豚のとう汰・更新

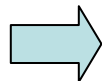
〈助成なし〉



感染繁殖豚のとう汰更新費の助成

清浄豚の流通

清浄地域から導入
抗体陰性証明書の添付



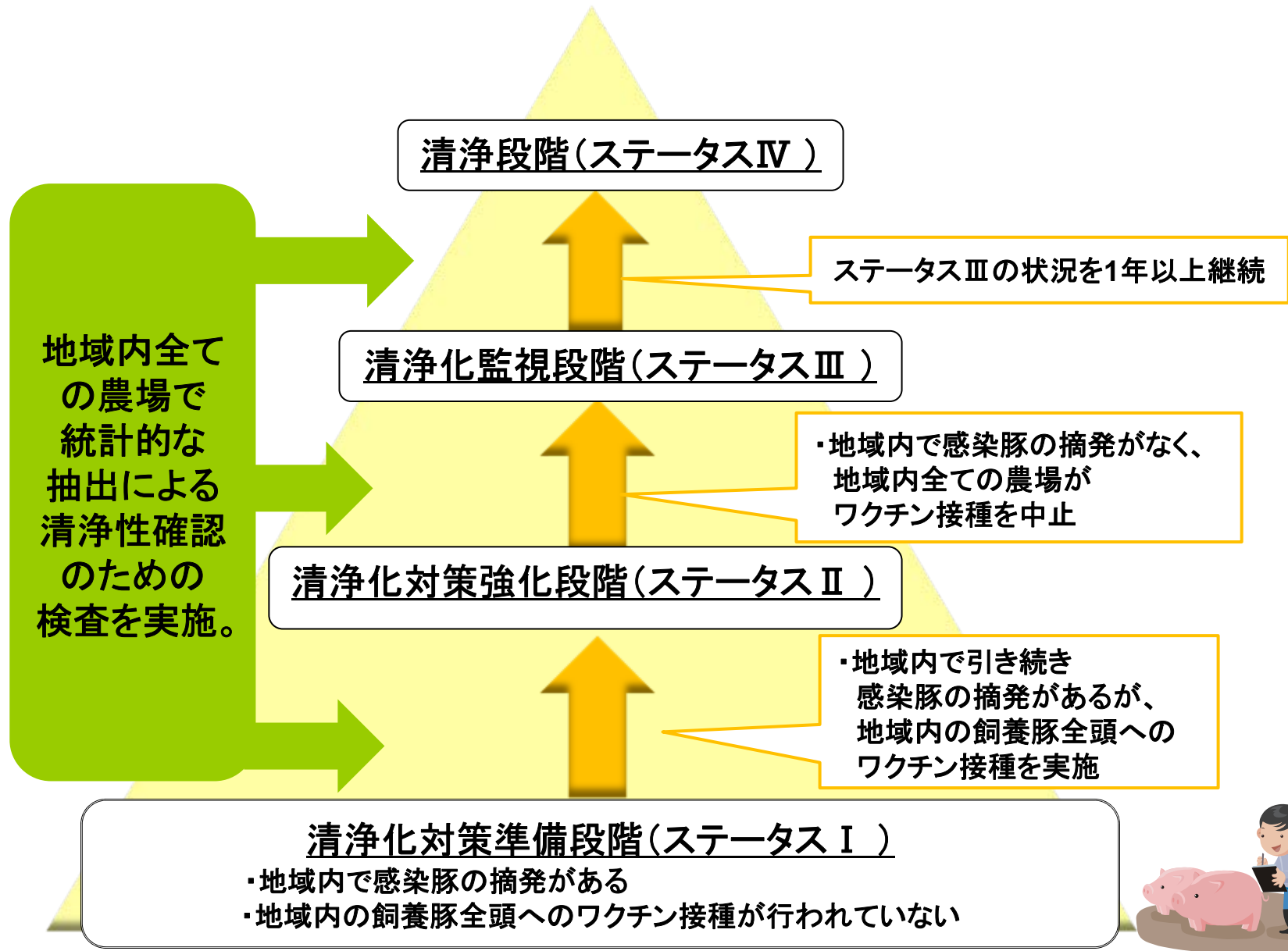
清浄地域から導入
抗体陰性証明書の添付

・豚の所有者による出荷豚のワクチン接種歴等の家畜市場への情報提供
・都道府県による地域及び導入元農場の清浄度等の情報提供

抗体検査料の助成

抗体検査料の助成

オーエスキー病の清浄化推進のための 清浄化段階(ステータス)について



家畜生産農場清浄化支援対策事業による補助対象

- 本病の清浄化を推進するため、地域ごとに清浄化計画(目標:3年)を策定
- 我が国の清浄化を本年度(平成20年度)から5年間を目途に達成するためには、22年度までに地域における清浄化対策(最短3年間)を開始する必要

清浄度確認検査

検査料:1/2以内
採材技術料:定額
採材旅費:定額

地域の清浄度に応じて行う全ての農場ごとに設定された検査頭数についての抗体検査(支援期間:5年)

清浄豚の流通

検査料:1/2以内
採材技術料:定額
採材旅費:定額

移動する種豚の抗体検査
(支援期間:5年)

ワクチン接種

接種技術料:定額
地域推進費:定額

清浄化対策強化段階(ステータスⅡ)の地域において行う飼養豚全頭へのワクチン接種
(支援期間:原則、対策開始後3年間)

感染豚のとう汰・更新

評価額:2/3以内
(利用額を控除)

清浄化に向けた対策(清浄度確認検査、ワクチン接種)を行っている地域において感染が確認された繁殖豚のとう汰・更新
(支援期間:ワクチン接種期間)